

坂東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり坂東市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成31年3月29日

坂東市監査委員	飯田 修
同	風見 好文

坂 総 総 発 4 6 2 号

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

坂東市監査委員 飯田 修 様

風見 好文 様

坂東市長 木村 敏文

監査委員勧告に対する措置状況報告について

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日付で監査報告がありました「市長からの要求監査結果報告書」において勧告を受けたことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条 1 2 項の規定に基づき通知いたします。

市長からの要求監査 監査委員勧告に対する措置状況

●農業支援交流現地視察負担金について

P N G 農業支援交流視察団負担金関係については、木村市長に対し、平成31年1月末日までに、口座名義人に当該預金口座の解約とその残金1,466,149円及び平成30年2月20日から口座解約時までの発生利息を、市一般会計へ入金させるよう請求することを勧告する。併せて、再発防止に向け平成31年3月末日までに市役所内の内部統制の強化を図り、厳正なチェックを行う仕組みの構築など必要な措置を講ずるよう勧告する。

1 措置状況

(1) 預金の解約及び発生利息の一般会計入金について

口座名義人に対し、当該預金口座の解約を請求し、平成30年2月20日からの発生利息11円を含めた計1,466,160円を、平成31年1月11日一般会計に入金させました。

(2) 再発防止のための内部統制の強化

負担金についても、負担割合が別に定められている場合等を除き、見直しが必要と思われるものについては、その会計状況等について報告を求めることといたしました。

また、不適切な事務取扱の再発防止及び公平かつ適正な市政運営を遂行するために、坂東市公益通報に関する条例を新たに制定し、平成31年3月25日から施行しております。

●東日本大震災に伴う市への寄附金について

東日本大震災に伴う市への寄附金関係については、木村市長に対し、再発防止に向け平成31年3月末日までに市役所内の内部統制の強化を図り、厳正なチェックを行う仕組みの構築など必要な措置を講ずるよう勧告する。

1 措置状況

(1) 再発防止のための内部統制の強化

現金における寄附の受入を財政課に一本化することとし、収入の状況を常に明らかにできるよう改善いたしました。

また、不適切な事務取扱の再発防止及び公平かつ適正な市政運営を遂行するために、坂東市公益通報に関する条例を新たに制定し、平成31年3月25日から施行しております。

●木材及び金属等の販売代金

木材及び金属等の販売代金関係については、木村市長に対し、再発防止に向け平成31年3月末日までに市役所内の内部統制の強化を図り、厳正なチェックを行う仕組みの構築など必要な措置を講ずるよう勧告する。

1 対応状況

(1) 再発防止のための内部統制の強化

販売代金に関する事務手続きについて、入金管理票を作成し、決裁後に一般会計へ入金することにしました。

また、不適切な事務取扱の再発防止及び公平かつ適正な市政運営を遂行するために、坂東市公益通報に関する条例を新たに制定し、平成31年3月25日から施行しております。